

令和2年4月1日から

新潟市健幸づくり応援食品認定制度 の申請要件が変わりました！

当制度は、農産物を含む食品の高付加価値化や市民の健康増進を図るため、機能性に関する科学的な報告がある成分を含む食品や、健康に配慮されている食品を新潟市が認定する制度です。

この度、製造者・農業者の皆様による当制度の活用の推進を図るため、申請要件を改正しました。内容は下記のとおりです。



変更前

【対象者の要件】市内に本社・支店等の活動拠点を有する製造者・農業者、JA等の団体

【対象食品の要件】生鮮食品の場合：市内生産であること

加工食品の場合：市内製造または主な原材料に市内産一次産品を使用していること

変更後

【対象者の要件】

製造者、農業者（JA等の団体を含む）

【対象食品の要件】

生鮮食品の場合：市内生産であること

加工食品の場合：下記の①～③の**いずれか**に該当する食品であること

① **市内に本社**がある製造者・農業者が製造する食品

② **市内で製造**された食品

③ **主な原材料に市内産一次産品**を用いた食品

※上記以外の要件（サプリメントの除外や食塩含有の要件等）および認定基準に変更はありません。

申請要件をクリアし、新潟市の審査を経た上で、認定基準に適合すると認められる場合に「新潟市健幸づくり応援食品」として認定します！



新潟市食育・花育
推進キャラクター
まいかちゃん

認定基準

「パターンA」

【概要】特定の成分の含有量を認定

【対象成分】・栄養機能食品の対象成分

(カルシウム・ビタミンCなど20種類)

・脂質・飽和脂肪酸、ナトリウム、コレ

ステロール、糖類

「パターンB」

【概要】関与成分に科学的な報告がある事実を認定

【対象成分】健康な身体づくりのための科学的報告がある

関与成分

(ポリフェノール・アントシアニンなど)

【問い合わせ先】

新潟市農林水産部食と花の推進課

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1 白山浦庁舎5号棟4階

電話 025-226-1794 メール：shokuhana@city.niigata.lg.jp

※食と花の推進課は、令和2年5月7日より【ふるまち庁舎（古町ルフル）4階】に移転予定です。

詳細は市HPをチェック！

